

秋の全国交通安全運動

令和8年9月21日（月）～9月30日（水）

9月30日（水）は「交通事故死ゼロを目指す日」です

歩行者
歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
自動車
夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
自転車
自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

回 覧

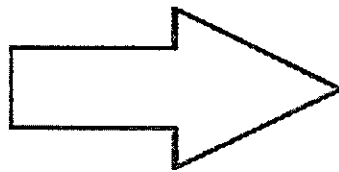
パ ト ロ ー ル
栃 原 広 報

発行
大台警察署
栃原駐在所
85-0110

生活道路における自動車の
法定速度が引き下げられます!!

60
km/h

令和8年9月1日から



30
km/h



生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のこと

以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです

- ・ 道路標識または道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・ 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



注意

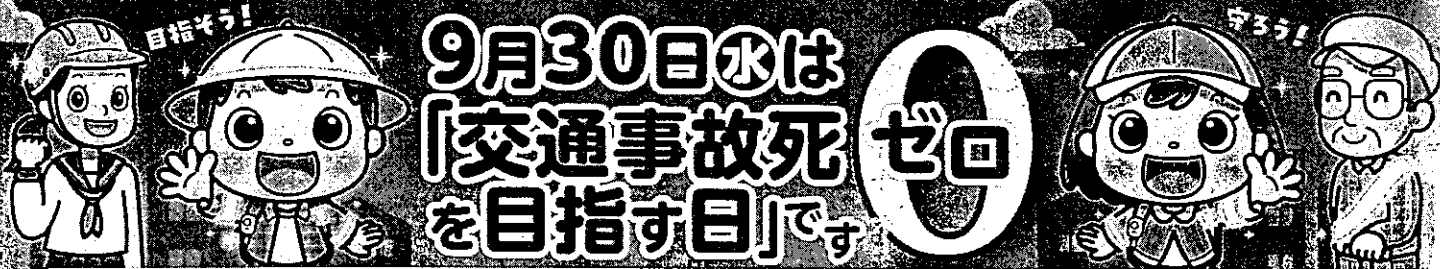
CAUTION

三七警察自詐欺

電話で警察官を名乗りSNSに誘導して「逮捕する」などと言ったり、捜査等の名目で指定口座へ送金させ、金を騙し取る等の手口が多発しています。

本当の警察は

- ・ SNSを使って連絡したり、リモートで取り調べをすることはありません。
- ・ 警察手帳や逮捕状などをビデオ通話やSNSで提示したり、画像を送ったりしません。



みんなで交通ルールを守って交通事故死をゼロにしよう！

歩行者 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

生活道路は人が優先、歩行者もルールを遵守

- スマートフォンを操作しながらやイヤホンで音楽を聴きながらの歩行や横断は、注意力が散漫になり、車や周囲の危険に気付くのが大幅に遅れるので大変危険です。
- 横断歩道がある場所では横断歩道を利用し、運転者に横断する意思を明確に伝えて安全を確認してから渡りましょう。
- 9月1日から生活道路の法定速度が30km/hに引き下げられます。



反射材用品等の着用で交通事故防止

- 反射材用品、ライトや明るい目立つ色の衣服は、夕暮れ時や夜間、雨の日だけでなく日中も視認性を高めます。周囲にあなたの存在を効果的にアピールできます。
- 自動車、自転車や他の歩行者からあなたの存在が認識しやすくなるので、たとえ近所への外出でも、意識して反射材用品やライトを使用しましょう。



自動車 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

早めのライト点灯とハイビームの活用で安全性を向上

- 日没時間が早まるこれからの季節は歩行者横断中の事故が多く発生します。早めのライト点灯で事故のリスクを減らしましょう。
- ハイビームは、遠方の歩行者や自転車、落下物などを早期に発見することができます。交通量の多い市街地、対向車や先行車がいる場合を除き、ハイビームを活用しましょう。



飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- 飲酒運転は、判断力、集中力、運動能力を著しく低下させる悪質危険な行為です。
- 「ながらスマホ」は、前方の安全確認がおろそかになる大変危険な行為です。
- 飲酒運転、「ながらスマホ」、あおり運転は周りの人も巻き込む重大な交通事故につながりやすい極めて危険な行為です。社会全体で根絶しましょう。



自転車 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール

- 自転車安全利用五則を始めとした交通ルールを正しく理解して、安全運転を心がけましょう。
- 自転車・特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)は車両に分類されており、道路(車道)の左側の端に寄って通行することが原則です。
- 16歳以上の自転車の運転者についても一定の交通違反に対して交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が適用されます。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

ヘルメットは命を守る

- 自転車や特定小型原動機付自転車で走行中、万が一、交通事故に遭っても、ヘルメットを正しく着用していれば、頭部を保護し、被害を軽減することができます。
- ヘルメットを着用することで交通安全の意識も高まります。家族や友人にも「ヘルメットは命を守る」ものとして着用を呼びかけましょう。



令和8年9月21日月～9月30日水
秋の全国交通安全運動

内閣府 三重県・三重県交通対策協議会

〒514-8570 三重県環境生活部 くらし・交通安全課 TEL059-224-2410 FAX059-224-3069

秋の全国交通安全運動
実施要綱はこちらから→

